



鳥獣被害対策は集落ぐるみで！

有害鳥獣が集落に出没してお困りではありませんか？
被害を軽減するには、一人だけでなく「集落ぐるみの対策」が重要です。

1. 鳥獣被害対策の基本的な考え方

対策は、①集落環境対策(集落に寄せ付けない)、②予防対策、③捕獲対策からなります。

- ①集落環境対策 → 集落を餌場にしない(ゴミ捨て場の管理・放任果樹の伐採)
隠れ場所を作らない(荒廃圃場・周辺竹林を整備)
- ②予防対策 → 被害に遭わないよう、電柵・金網柵などで圃場をガード
- ③捕獲対策 → 集落周辺の加害獣を適切な方法で捕獲

※ ①、②で有害な獣が寄りつきにくくなる環境を作り、農作物を守ることで、③の捕獲が容易になります。



2. 狩猟免許を取って捕獲しませんか？

有害獣の捕獲は、被害を減らす重要な手段です。
そのため、県では以下の支援策を準備しています。

- ①狩猟を始めたい方へ → 狩猟の基礎知識、魅力を学ぶセミナー
- ②金銭的な負担軽減 → 狩猟免許取得・更新手数料などの免除
- ③狩猟初心者の方へ → 銃猟・わな猟の技術向上セミナー

※詳細は、下記森林管理班までお問い合わせください。

3. 箱わな設置のポイント ～子イノシシだけの捕獲は逆効果～

警戒心が薄く、箱わなに入りやすい子供だけを捕まえると、かえって逆効果です。
それを見た親が罠に近づかなくなります。

イノシシの数を減らすには繁殖の元である成獣を捕まえることが大事です。わなを警戒されるようにならないよう、適切に設置し、成獣を確実に駆除しましょう。

【蹴り糸の高さによる捕獲サイズの違い】

